

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

鳥取県
鳥取市
鳥取区
鳥取市
鳥取区
鳥取市

目次

保安林の指定
保安林の指定施業要件の指定
指定施業要件指定予定の保安林
解除予定の保安林
土地の用途廃止

道路の区域の変更

改正 昭和三十九年四月一日付鳥取県条例第十三号中訂正

告示

鳥取県告示第二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和四十一年六月十日

鳥取県知事 石 二 朗

- 保安林の所在場所
- 八頭郡若根町大字赤松字魚飛二一七九の三三、二一七九の三四、二一八〇の一、二一八〇の二、大字米見町字横住一三四六の一、一三四六、二

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目

電話 一〇一三三(三三三三) 一〇一三五(三三三五)

字津野一三二七の二、一三二七の八、智頭町大字赤松字赤原下平一〇五〇の一及び一〇五〇の二

二 指定の目的
なだれの危険の防止

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの

次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部林務課並びに若根町役場及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百号

森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和四十一年六月十日

鳥取県知事 石 二 朗

(一) 保安林の所在場所

八頭郡若根町

保安林として指定された目的

水害の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所
八頭郡船岡町大字段字高才谷山

二(二) 保安林として指定された目的
干害の防備

三(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三(二) 保安林の所在場所
八頭郡船岡町大字段字明見谷東平

三(三) 保安林として指定された目的
干害の防備

四(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の限度

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四(二) 保安林の所在場所
八頭郡船岡町大字水口字血見谷東平

四(三) 保安林として指定された目的
干害の防備

五(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五(二) 保安林の所在場所
八頭郡船岡町大字水口字池ノ内下平

五(三) 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止

六(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、禁止する。

(2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六(二) 保安林の所在場所
八頭郡用瀬町

六(三) 保安林として指定された目的
落石の危険の防止

七(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 伐採を禁止する。

(2) その他特別の場合の伐採に係るもの
次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七(二) 保安林の所在場所
八頭郡佐治村

八(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の限度

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
次のとおりとする。

2 立木の伐採の方法

次のとおりとする。

八(二) 保安林の所在場所
八頭郡佐治村

九(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 伐採を禁止する。

(2) その他特別の場合の伐採に係るもの
次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九(二) 保安林の所在場所
八頭郡佐治村

鳥取県告示第百一十一号
 指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたか
 ら、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第
 七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
 第三十条の規定により告示する。
 昭和四十一年六月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

十(一) 保安林の所在場所
 八頭郡若桜町

十(二) 保安林として指定された目的
 落石の危険の防止

十(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐を禁止する。
 (2) その他特別の場合の伐採に係るもの
 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部林務課及び
 関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 石 破 二 朗

十(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
 日野郡日野町、日南町

十(二) 保安林として指定された目的
 水源のかん養

十(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野地域森林計画で
 定める標準伐期令以上のものとする。
 (3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課並びに日
 野町及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
 日野郡日野町

十(二) 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

十(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野地域森林計画で
 定める標準伐期令以上のものとする。

十(一) 保安林として指定された目的
 なたれの危険の防止

十(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、禁止する。
 (2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

十(一) 保安林の所在場所
 八頭郡智頭町

十(二) 保安林として指定された目的
 なたれの危険の防止

十(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、禁止する。
 (2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

十(一) 保安林の所在場所
 八頭郡智頭町

十(二) 保安林として指定された目的
 落石の危険の防止

十(三) 指定施業要件

十(一) 立木の伐採の方法
 (1) 伐採を禁止する。
 (2) その他特別の場合の伐採に係るもの
 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

十(一) 保安林の所在場所
 八頭郡八東町

十(二) 保安林として指定された目的
 なたれの危険の防止

十(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、禁止する。
 (2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

十(一) 保安林の所在場所
 八頭郡若桜町

十(二) 保安林として指定された目的
 なたれの危険の防止

十(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、禁止する。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
日野郡日野町

□ 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

四 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
日野郡日南町

□ 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

五 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

五(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
日野郡日南町

□ 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

六 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

六(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

岩美郡岩美町

□ 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

七 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

七(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
岩美郡福部村

□ 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

八 指定施業要件

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

八(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
岩美郡国府町

□ 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

九 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

九(一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡歌町

□ 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

十 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で

